

精 華 町

医療費助成制度をご利用の皆様へ

学校や保育所等での負傷(ケガ)・疾病(病気)*¹は、
「医療費助成制度*²」は利用できません。

「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」を利用してください。

学校等での
ケガ(病気)で
あることを、
必ず最初の
診療時に、お
申し出くだ
さい！

学校（保育所等）でのケガや病気で医療機関にかかる場合は、

1. 最初の診療時に、必ず学校等での負傷・疾病であることを医療機関にお申し出ください。
2. 医療費の3割（就学前の乳幼児は2割）をいったん医療機関にお支払いください。
3. 学校（保育所等）に「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の申請をしてください。

支払った自己負担分は、後日、日本スポーツ振興センターから支給されます。

《ご注意ください！》

医療費助成制度でお支払をされると、スポーツ振興センターの給付制度は申請できません。
京都子育て支援医療費受給者証で200円の支払いをした後に、3割(2割)の支払いに
変更もできません。

*¹ 「学校や保育所等」とは、授業中(遠足、運動会等)や部活動、通学途中の負傷、課外授業中(林間学校等)を指します。

*² 「医療費助成制度」とは、京都子育て支援医療費受給者証(1医療機関月200円)・福祉医療費受給者証(母子父子・障害)を使用して医療費の助成を受ける制度です。



【お問い合わせ先】

- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度については

通園・通学先 もしくは 精華町教育委員会 学校教育課 学校教育係（日本スポーツ振興センター担当）電話0774-95-1906（直通）

- ・医療費助成制度については

精華町役場 国保医療課 医療係 電話0774-95-1929（直通）